

XIV 市町村別の部

解 説

この部では、農林水産省統計部等が実施又は作成している統計のうち市町村別に関する統計を収録した。

1 土地面積、総世帯数、総人口

総土地面積は、国土交通省国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』（令和4年10月1日時点、河川・湖沼を含む。）による。

なお、「茨城県水戸市及び茨城町」、「群馬県高崎市、榛東村、嬬恋村及び草津町」、「埼玉県秩父市、三郷市及び横瀬町」、「千葉県市川市、浦安市、勝浦市及び御宿町」、「東京都千代田区、中央区、港区、葛飾区及び江戸川区」、「神奈川県平塚市、茅ヶ崎市及び大磯町」、「山梨県富士吉田市及び鳴沢村」、「長野県岡谷市、諏訪市、駒ヶ根市、飯山市、茅野市、塩尻市、小海町、佐久穂町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、白馬村、小谷村及び栄村」、「静岡県静岡市葵区、浜松市南区、富士宮市、磐田市、小山町及び川根本町」の総土地面積は、境界が一部未定のため参考値として示しており、県計には含まれている。

林野面積は、農林水産省統計部『2020年農林業センサス』（令和2年2月1日現在）による。

耕地面積は、農林水産省統計部『耕地及び作付面積統計』（令和4年7月15日現在）による。

総世帯数及び総人口は、総務省自治行政局『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数』（令和4年1月1日現在）による。

2 農業経営体数、農家数、個人経営体、農家人口、農業従事者数及び基幹的農業従事者数

農林水産省統計部『2020年農林業センサス』（令和2年2月1日現在）による。

詳細は「Ⅱ 農業構造の部」の解説を参照

3 集落営農数

農林水産省統計部『集落営農実態調査』（令和5年2月1日現在）による。

詳細は「Ⅱ 農業構造の部」の解説を参照

4 耕地面積及び水稻（子実用）、麦類（子実用）、大豆（乾燥子実）、そば（乾燥子実）、なたね（子実用）、野菜（指定産地別）

(1) 耕地面積及び水稻（子実用）

この市町村別統計は、「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における標本調査、現地見積りの結果、関係機関からの情報等を踏まえ、都道府県計値の内訳として市町村別に配分することにより作成した加工統計であり、市町村別の値を目的として設計された調査に基づいて直接得られたものではない。

(2) 麦類（子実用）、大豆（乾燥子実）、そば（乾燥子実）、なたね（子実用）

この市町村別統計は、「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における集出荷団体等への郵送調査、農家への標本調査、現地見積りの結果、関係機関からの情報、必要に応じて実施した10a当たり収量の実測調査結果等を踏まえ、都道府県計値の内訳として市町村別に配分することにより作成した加工統計であり、市町村別の値を目的として設計された調査に基づいて直接得られたものではない。

(3) 野菜（指定産地別）

この市町村別統計は、「作物統計調査」により作成したものであり、野菜指定産地（野菜生産出荷安定法第四条の規定に基づき農林水産大臣が指定し告示した産地（令和4年5月6日告示））に包括されている市町村について作成した。

(4) 「作物統計調査」は、都道府県計値を求めるために目標精度を設定し、調査の設計がされている。

(5) 面積、収穫量ともに耕地の存在する市町村に計上しており（属地統計）、耕作者の市町村間の出作・入作を考慮していない。

(6) 数値については、一定の基準で四捨五入しており、市町村値の計が都道府県値と一致しないことがある。（「利用者のために」の5を参照。）

5 市町村別農業産出額（推計）

農林水産省統計部『市町村別農業産出額（推計）』による。

○ 推計方法

令和3年生産農業所得統計（都道府県別推計）において推計した都道府県別農業産出額（品目別）を2020年農林業センサス又は令和3年産作物統計調査を用いて市町村別に按分し、市町村別農業産出額（推計）を作成した。

なお、具体的な推計方法は次のとおりである。

（算式）

$$\text{都道府県別農業産出額} \times \frac{\text{市町村別作付面積（飼養（出荷）頭羽数）等}}{\text{都道府県別作付面積（飼養（出荷）頭羽数）等}}$$

ア 耕種

作物統計調査で市町村別収穫量がある品目（水稻、麦、大豆、そば、なたね、ばれいしょ（北海道のみ）及びてんさい）は当該品目の収穫量を用いて按分し、それ以外の品目は農林業センサスの販売目的の作付延べ面積を用いて按分した。

作物統計調査及び農林業センサスにおいて調査していない品目については、都道府県別農業産出額を合算し、農林業センサスの各部門で調査しているその他品目（その他の雑穀、その他の豆類、その他の工芸農作物、その他の野菜及びその他の果樹）の販売目的の作付延べ面積を用いて按分した。

イ 畜産

農林業センサスで調査している畜種別の飼養（出荷）頭羽数を用いて按分した。

軽種馬等のその他畜産物については、農林業センサスでは飼養（出荷）頭羽数を調査していないため、農林業センサスにおけるその他の畜産の販売金額を用いて按分した。

ウ 加工農産物（荒茶及び畳表）

原料生産物の生産動向と高い相関関係にある荒茶及び畳表については、農林業センサスの販売目的の作付面積（荒茶にあつては茶の作付面積、畳表にあつてはその他の工芸農作物の作付面積）を用いて按分した。

エ 市町村別農業産出額（推計）に計上しない品目

荒茶及び畳表を除く加工農産物、子豚、ひな、種卵等は按分する根拠となる統計がないため、市町村別農業産出額（推計）を作成しなかった。

このため、都道府県別農業産出額と市町村別農業産出額（推計）の都県の計は一致しない。

なお、都道府県別農業産出額の詳細は「IX 生産農業所得の部」の解説を参照。

6 海面漁業養殖業に関する市町村別統計

海面漁業・漁業種類別漁獲量、海面漁業・魚種別漁獲量、海面養殖業魚種別収穫量については、業務の効率化及び品質保持の観点等から、令和元年調査より市町村別統計は廃止になった。